

| | | |
|----------------------------|--|---|
| <p>□ 文字の大きさ(ポイント数)は適切か</p> | <p>8ポイント以上の活字で表示をする必要があります。</p> <p>※容器包装の表示可能面積がおおむね 150 cm²以下のもの及び印刷瓶の蓋(蓋の面積が 30 cm²以下のものに限る)に表示すべき事項を表示するものは、5.5ポイント以上とすることができます。</p> | <p>食品表示基準第8条第9項</p> |
| <p>□ 食品の単位は適切か</p> | <p>100g(100ml)又は1食分、1包装その他の1単位当たりの量(1食分で表示する場合には1食分の量(g等)を併記)を表示する必要があります。</p> | <p>食品表示基準第3条第1項 食品表示基準について1(5)② p8</p> |
| <p>□ 各栄養成分の表示単位は適切か</p> | <p>【表示単位】 熱量→kcal その他4項目→g ※表示単位は以下の表記も可能です。 kcal →キロカロリー g →グラム</p> | <p>食品表示基準第3条第1項(別表第9)、8条3項(別記様式2) 食品表示基準について5(4)② p35</p> |
| <p>□ 最小表示単位は適切か</p> | <p>【最小表示単位】 熱量→整数 たんぱく質、脂質、炭水化物→整数^{*1} 食塩相当量→小数第1位^{*2} ※位を下げることを妨げるものではありません。位を下げる場合は、その下の位を四捨五入して表示してください。 ※1 0.5g以上1g未満の場合には、小数点第1位まで表示してください。0.5g未満の場合は0と表示することができます。 ＜例＞ たんぱく質が0.65gの場合、0.7gと表示。 ※2 0.1g未満の場合には、小数第2位まで表示してください。ナトリウムの量が5mg未満の場合には、0と表示することができます。 ＜例＞ 食塩相当量が0.054gの場合、0.05gと表示。</p> | <p>食品表示基準について5(4)⑤ p35</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>□ 栄養成分の値の求め方は適切か</p> | <p>①分析値：定められた方法での算出が必要です。(食品表示基準第3条第1項(別表第9)参照)</p> <p>②分析値以外(計算値・参照値など)：分析値とは異なる値の可能性である旨の記載が必要です。</p> <p>例 「推定値」「この表示値は、目安です」</p> <p>※詳細は、「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン(消費者庁食品表示企画課 発行)」を参照してください。</p> | <p>食品表示基準第3条第1項</p> <p>食品表示基準について1(5)③ p9</p> |
| <p>□ 栄養成分表示の根拠となる資料を保管しているか。</p> | <p>栄養成分表示の根拠となる資料(分析結果等)を、その分析結果を基に表示が行われる全期間(その商品の販売が終了するまで)にわたって保管する必要があります。</p> | <p>食品表示基準第3条第1項</p> <p>食品表示基準について1(5)⑥ p9</p> |
| <p>□ 栄養成分に関して、以下の表現をしていないか。</p> <p>①「高」「豊富」などの高い旨</p> <p>②「含有」「入り」などの含まれる旨</p> <p>③「低」「ライト」などの低い旨</p> <p>④「無」「ゼロ」などの含まない旨</p> <p>⑤他の類似食品と比べて「○%高い」などの強化された旨</p> <p>⑥他の類似食品と比べて「○%減」などの低減された旨</p> | <p>別途基準が設けられています。食品表示基準第7条を御覧ください。</p> | |

<食品表示法に関する情報>

◎消費者庁ホームページ 「食品表示」

<http://www.caa.go.jp/foods/>

食品表示基準の全文や各種通知、Q&A、ガイドライン、消費者庁が作成したパンフレット等が掲載されています。機能性表示食品に関する情報等も確認できます。

◎宮城県ホームページ 「食品の栄養成分表示などについて」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/eiyo-hyouji.html>

宮城県が作成したパンフレット等が掲載されています。

◎宮城県塩釜保健所ホームページ 「食品に栄養表示をするときは(食品事業者向け)」

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sd-hohuku/eiyouseibunhyouzi.html>

食品に栄養成分表示をする際のチェックリスト(基本編)が掲載されています。